

サイバーセキュリティに関する第 6 次政府専門家グループ（GGE）による報告書採択に際しての赤堀毅 国連・サイバー政策担当大使によるステートメント

2021 年 5 月 28 日

日本政府を代表して、「国際安全保障の文脈の中でサイバー空間における国家の責任ある行動を促進することに関する政府専門家グループ」（サイバーセキュリティに関する GGE）の議長であるパトリオタ大使に対し、困難な交渉過程を導き、内容の濃い報告書を作成して頂いたことに、深い感謝の意を表します。また、中満泉事務次長をはじめ、困難な状況の中で我々のプロセスに寄り添ってくれた国連事務局のメンバーとサポートチームの皆さんにも感謝の意を表します。

日本政府を代表して、私はこの報告書のコンセンサスによる採択を支持し、歓迎します。

この包括的な報告書は、過去の政府専門家グループ（GGE）による 3 つのコンセンサス報告書を踏まえ、再確認した上で、自由で公正かつ安全なサイバー空間を一層促進するための多くの貴重な結論と提言を提供しています。

国家の責任ある行動の規範に関して、本報告書は、2015年のGGE報告書に盛り込まれた11の規範について、それぞれの規範に期待されることを明確にし、実施例を示すことで、さらなる共通理解を提供しています。11の規範はすべて重要ですが、特にいくつかの規範について明確化がされたことの価値を強調します。

まず、国家は、その領土からまたは領土を経由して国家または非国家主体がICTを利用して国際違法行為を行うことを知りながら許容してはならず、その行為を認識した場合または行為の通知を受けた場合には、状況に対処するために適切かつ合理的な措置を講じるべきであることが明確にされています。

第二に、国家はオンラインとオフラインの両方で人権と基本的自由を尊重し保護すべきであることが明確にされています。これに関連して、報告書は、恣意的または違法な集団監視が、人権の享受に悪影響を及ぼす可能性があることを示しています。人権と基本的自由を尊重するという国家のコミットメントは、国際法のセクションでも再確認されています。

第三に、国家は重要インフラに意図的に損害を与えるICT活動を行ってはならず、また知りながらそのような活動を支援してはならないことが明確にされ

ています。重要インフラの例として、特に保険・医療インフラが強調されています。同時に、どのインフラが重要であるかを判断するのは各国家に委ねられていることを強調しています。

第四に、サプライチェーンの信頼性を確保するための措置の具体例として、サプライチェーンのリスク管理のための国家メカニズム、隠れた機能や脆弱性の悪用を禁止するための措置、サプライヤーやベンダーの優良事例を促進するための政策、国際協力等が挙げられています。

国際法について、日本は、国際法、特に国連憲章全体が ICT 環境に適用されることを GGE が再確認した重要性を認識しています。GGE では、ICT の利用において国際法がどのように適用されるかについて幅広い議論が行われました。そのような議論自体が信頼醸成につながるものであり、GGE 内に共通の理解が生まれたことを喜ばしく思います。私は、2015 年の報告書と比較して、いくつかの点でグループがさらなる共通理解を提供できたことを歓迎します。そのうちのいくつかを紹介します。

まず、国家に帰属する国際違法行為は、国家の国際責任を伴うことがより明確にされています。

第二に、武力による威嚇または武力の行使の禁止、および国連憲章第 6 章に規定されている手段によるものを含む紛争の平和的解決とともに、GGE は、国連憲章で確認されている措置を取る国家の固有の権利に留意しました。法的拘束力のない文書が、国際法、特に憲章自体すら害することのなかった、すべての国家の固有の権利を変えることはできないことは言うまでもありませんが、GGE 報告書における固有の自衛権の確認は、ICT を利用する国家の悪意ある行為を抑止する上で貴重なものです。

第三に、国際人道法の適用が明確に表明されています。これにより、武力紛争中の悪質な ICT 活動から文民および民用物を保護するという国際社会の共通の目的が強化されています。

国際法と規範は、ICT を利用した国際違法行為を防止し、サイバー空間における国家の責任ある行動を促進するために共に役割を果たしています。違法または無責任な行為が行われた場合、それらは被害国に対応の手段を提供します。その手段が明確であればあるほど、抑止力は強くなります。11 の規範の中には国際法に関連するものもありますが、国際法上の権利や義務を変更するものではないことをこの機会に指摘します。同時に、この文書で取り上げられていな

い国際的な権利や義務がサイバー空間において適用されないということではありません。このことは、本文書の性格からも明らかです。とはいえ、国際法の特定の規則や原則が国家による ICT の利用にどのように適用されるかについて議論を続けることは、共通理解を深め、誤解を回避し、予測可能性と安定性を高めるために不可欠であるという本報告書の認識に、日本は全面的に同意します。日本は今後も、国連などで行われるこのような議論に積極的に参加していきます。

この 2 年間、サイバーセキュリティを取り巻く状況は残念ながら悪化しています。人類の ICT への依存を加速させた COVID-19 の大流行は、問題をさらに深刻化させました。国家はこれまで以上に行動を起こす必要があります。だからこそ、日本は行動計画 (PoA) の共同提案国になっているのです。本報告書の「将来の課題」にこの取り組みが含まれていることを歓迎します。日本は、小型武器に関する PoA でそうしたように、この計画の策定と実施に貢献していくことを楽しみにしています。実施する内容には、信頼醸成措置と能力構築が含まれます。本報告書には、この 2 つのセクションに多くの具体的かつ有意義な提言が含まれていることを歓迎します。

サイバーセキュリティに関する第 6 回 GGE に参加できたことは、私にとって

誠に名誉なことであり、喜びでもあります。25人の委員の中に日本と私を加えてくださったグテーレス事務総長に感謝いたします。国際法と国際安全保障に関する私の知識と経験を本グループの議論と成果に役立てることができたのであれば幸いです。すべての同僚や、政府専門家をサポートしてくれた専門家の皆さんの建設的な関与と大変な努力に感謝しています。皆さんと一緒に仕事ができ、本当に楽しかったです。

本報告書が、活気ある経済発展と国際的な平和と安定に不可欠な、自由で公正かつ安全なサイバー空間の推進に役立つことを切に願い、私のステートメントを終わります。

ありがとうございました。